

問題点とされた（金融制度調査会特別委員会常任幹事「日本銀行法逐条問題点」（大蔵省『財政金融統計月報』第85号、昭和33年6月）24ページ）。

- (24) 昭和17年1月26日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）684ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (25) 同上、691ページ。
- (26) 同上、692ページ。
- (27) 昭和17年1月27日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）700～701ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (28) 同上、703ページおよび昭和17年2月2日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）756～757ページ。
- (29) 昭和17年1月26日、1月30日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」および2月7日の貴族院「日本銀行法案外二件の特別委員会議事速記録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）673～674ページ、676ページ、686ページ、750～751ページ、および807～808ページ、811ページ。引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (30) 日本銀行保有資料。
- (31) 前掲、昭和17年1月27日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」694～696ページ。
- (32) 昭和17年1月24日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）667ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (33) 前掲、昭和17年1月26日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」687ページ。
- (34) 前掲、昭和17年2月2日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」763～764ページ。  
原文の片仮名は平仮名に改めた。

#### （4）「日本銀行法」の特色と各方面の反応

##### 「日本銀行法」の特色

以上のような経過をたどって成立した「日本銀行法」（昭和17年2月24日公布、法律第67号）の特色と考えられる諸点をここで整理しておくことにしよう。

「日本銀行法」全体を通してまず目につく第1の特色は、国家的色彩の強化であり、戦時色の濃さであった。この点はこの法律のいろいろな面に表われている。その一つは、第1条、第2条に盛られた公共性の強調である。もちろん中央銀行が公共的性格を有することは当然であるが、問題はその表現の内容である。前述のように、そこでは「国家経済総力ノ適切ナル発揮ヲ図ル為國家ノ政策ニ即

シ」(第1条)とか、「専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ」(第2条)、日本銀行の金融政策が運営されるべきであるとの表現が用いられているが、反面通貨価値の安定といった表現は見当たらず、中央銀行の独立性に対する配慮もみられない。そこにこの法律制定の趣旨が表わされているといえる。

その二つめは、以上と表裏一体の規定として政府の権限が著しく強化されていることである。すなわち日本銀行監理官に広範な権限を付与しただけでなく、業務命令権、監督命令権を規定したほか、ほとんど政府の自由裁量によって役員を解任できるような規定を設けた。さらに公定歩合の変更に関する認可権をはじめ業務や経理の面で大蔵大臣の認可を必要とする事項は極めて多い。その三つめは、非常事態を予想したような規定が含まれていることである。例えば日本銀行の目的には「信用制度ノ保持育成」(第1条)が掲げられているほか、前述の業務命令権も、信用制度の保持が困難なような重大な事態の発生に対処した規定とみるとともできる。<sup>(1)</sup>

以上のような「日本銀行法」に濃厚に付着した国家的色彩、戦時統制色については、同法が太平洋戦争開戦時に制定されたという時代的背景を無視して考えることはできない。また、それは当時わが国の同盟国であったナチス・ドイツの経済思想を反映したものでもあった。<sup>(2)</sup>したがってその意味では、長期にわたる中央銀行の基本的在り方を規定すべき中央銀行法としては、その内容は不適切な要素を多分に含んでいたということができる。

「日本銀行法」の第2の特色は、わが国の恒久的発券制度として管理通貨制度を採用したことである。わが国の発券制度は昭和6年(1931年)12月の金輸出再禁止・銀行券の金兌換停止、ならびに翌7年7月の銀行券保証発行限度の大幅拡張以後、事実上管理通貨制度的に運営されてきていたから、「日本銀行法」の制定は現実を法制によって追認したという面が極めて大きい。しかし当時、恒久的な制度として銀行券と「金」の関係を断つことが必ずしも当然視されていたわけではなく、その点は前述の議会における発券制度論議からもうかがえるところであるから、その意味では、この発券制度の改正はやはり歴史的な、一つの事件であったといってよかろう。

第3の特色は、日本銀行の業務範囲の拡大であった。これらについてはすでに立法過程の説明でも触れたところであるが、その一つは日本銀行の通常業務として手形割引、担保貸付の範囲が著しく拡大されたことである。これも現実の追認という面が大きかったが、同時に生産力拡充のための金融態勢を作るという観点からも見逃しえない改正であった。また外国為替の売買、外国金融機関に対する出資・融資および外国為替決済取引についても明文の規定が設けられた。この点も中央銀行制度の整備という観点から、以前からその必要がいわれていたものではあるが、「日本銀行法」における、これらの規定は単にそうした観点のみならず、「大東亜共栄圏全体の金融の中心機関たるべき任務を果し得る」ために設けられたものであった。<sup>(3)</sup>さらに日本銀行の通常業務として、手形、国債または大蔵大臣が認可した債券の売買を規定したことは、公開市場操作のための規定として重要な意味を持っていた。

以上から明らかなように、「日本銀行法」は中央銀行制度の整備という観点から評価しうる面も持っていたが、何よりもまずそれは戦時という特殊な時代相が生んだ産物であった。これまで述べてきたように、「日本銀行法」制定の前には、制度改革をめぐる長い論議の歴史があるにもかかわらず、同法の内容が、こうした論議と断絶したものとなっているのは、このためであるといえよう。したがって太平洋戦争が終結すると間もなく、この「日本銀行法」について改正論議が起ったのは当然であった。

### 各方面的反応

この「日本銀行法」については『東洋経済新報』、『エコノミスト』といった経済誌がしばしば紙面を割いた。しかし当時は厳しい言論統制下にあったという事情もあるが、これらの記事は、学者が執筆したものと含めて、大部分が法律の内容を肯定的に紹介したものであった。

こうした状況の中で、この日本銀行制度改正に反対し続けたのは、『東洋経済新報』であった。すなわち昭和17年1月17日付同誌「社論」は「日銀及発券制度の改革——更に慎重なる研究を望む」と題し、政府が通常議会に提出を予定して

いる重要法案の中に「記者の断じて反対の意を声明せざるを得ないものあることは、甚だ遺憾だ。それは他ではない。日本銀行法案だ」と述べ、その理由としてまず、今日の世界は大変革の進行中であり、それが「いつ如何なる形で安定するか」正確な見通しが困難であるから「斯かる時期に、我が帝国の将来の通貨金融を決定する重要な法規に根本的改革を加へることは、果して適當と言へようか」と、そのタイミングに疑問を呈したのである。またその改正内容についても、「多くの疑点がある」としたが、その中でも「最も大なる問題」として日本銀行の機構改革を取り上げ、日本銀行を特殊法人として、政府機関的性格を強化することについて「更に慎重なる研究を重ねることを」望んだのである。<sup>(4)</sup>さらに同誌次号（同月24日付）「社論」は再びこの問題を取り上げ、前号と同様の趣旨から、この際は日本銀行の営業年限を暫定的に延長すべきであると述べるとともに、日本銀行を特殊法人とすることについては、前号より、さらに強い調子で反対した。<sup>(5)</sup>

続いて同誌は昭和17年2月14日号、同21日号の2号連続で「新『日本銀行法』座談会」と題する記事を掲げている。<sup>(6)</sup>この座談会の出席者は岡本兵太郎（日本銀行調査局長）、大矢知昇（三井銀行常務取締役）、山崎覚次郎（学士院会員）、金原賢之助（慶應大学教授）、高垣寅次郎（前東京商科大学教授）、太宰正伍（横浜正金銀行調査部長）で、司会は東洋経済新報の石橋湛山であった。この座談会において「日本銀行法」に最も批判的だったのは司会の石橋である。まず石橋が批判したのは日本銀行と政府の関係についてであった。石橋はこの法律について「大蔵省が日本銀行をもつと今迄よりも自由に動かしたいと云ふ希望」の現われとし、具体的には政府の役員解任権に「危惧の念」を表明したのである。<sup>(7)</sup>しかし反面、出席した学者は概して、この「日本銀行法」における政府と日本銀行の関係に肯定的であった。<sup>(8)</sup>

この座談会における、もう一つの中心テーマは、やはり発券制度であった。ここでは管理通貨制度そのものに対する反対はなかったが、銀行券の発行限度を大蔵大臣のみの裁量によって決定するのは問題であり、なんらかの審議機関を作るべきだという意見（山崎・高垣）が述べられた。また石橋が管理通貨制度の下に

おける通貨管理の目安は何かという注目すべき問題提起を行った。<sup>(9)</sup> 以上のような石橋の批判的発言は、前述の『東洋経済新報』の「社論」からいっても当然のものであったが、当時としては極めて少数の説に属するものであった。

さらに同誌は本行の改組に合わせて計6回にわたり新日本銀行制度を論じた。<sup>(10)</sup> その第1回から第5回までは本行60年の歴史を回顧しながら新制度の意義を考えたものであった。そしてその最終回は、総括的な批判に当てられた。そこで強調されたことは、「『新』日本銀行法は、……『旧』日本銀行条例及び兌換銀行券条例と著しく異なるが、其の実質に於ては従来既に行ひ来つた所を大体其の儘追認したもの」であること、しかしそれにもかかわらず、「旧来の慣行」を「公認した」ことが大きな変化であるとした。つまり同誌は本行が行ってきた「旧来の慣行」というのはその時々の「事情上已むを得ず」行ったものであったから、そこに「一の強き抑制作用があつた」が、これを公認するということは、そうした抑制作用を失うことになるとしたのである。そして業務の面でも、銀行券発行の面でも、ほとんど「無拘束」といえるような中央銀行制度に対し「<sup>[ママ]</sup>一沫の不安を感ずる」と述べた。<sup>(11)</sup> これを前述の座談会における石橋の発言と重ね合わせると、単に自由裁量権の大きい制度に対する不安というよりは、政府権限の過大な中央銀行制度の下における自由裁量に対する不安というのが、その真意であったといえよう。

次に金融界はこの法律をどのように受け止めたか。この点については必ずしも十分な材料を得ることはできない。前述の『東洋経済新報』の座談会においても、三井銀行の大矢知が、日本銀行の債券売買の範囲拡大はインフレーションにつながることはないかと発言している程度である。<sup>(12)</sup> ただ第24条が国際金融取引を本行業務の中に明確に位置づけたことは、横浜正金銀行にデリケートな反応を生じさせた。

前述のように議会における法案審議の中で、本行は国際金融取引においても中央銀行の立場にあり、さらに「大東亜金融圏」の中核となるべきものであることが明らかにされたが、横浜正金銀行はこれまでの歴史的経緯の中で単なる一民間為替銀行ではなかったから、同行がこれに対してデリケートな反応を示したのは

当然であろう。横浜正金銀行頭取席為替部の「昭和十七年下半季報告」はこの点について次のように述べている。<sup>(13)</sup>

大東亜審議会〔大東亜建設審議会を指すと思われる〕に於て日本銀行を中心とする共栄圏内特別円による綜合決済制の採用を答申せる結果日本銀行の対外的活動愈々活潑となり、六月十八日成立せる泰国大藏省及日本銀行間協定の実施に次いで中央儲備銀行の育成強化、朝鮮銀行に於ける中国聯合準備銀行円資金の日本銀行移管計画、満洲中央銀行の業務改革による中央銀行的地位の昂揚等々日本銀行の指導による他地域中央銀行の職能的強化を計ると共に日本銀行を中心とする遊星的機構の確立に着手せるやに窺はれる。此の間に於ける本行との関係は極めて微妙なるものあり、一部には本邦の国内決済機関としての本行の経験及機構の卓越性を認めて之が利用を可とする向もあるが、滔々たる営利性排除の思想は能率論を圧倒して日本銀行の公益法人たる性格と中央銀行たる地位に基く大義名分論の優勢なるは辞み難く、僅かに既得権たる印度支那銀行との協定と共に栄圏外諸国との関係に於て本行の特異性を認むるに過ぎない情勢である。

最後にこの法律に対する本行自身の反応はどうであったか。前述の『東洋経済新報』の座談会では、石橋の批判に対し、岡本調査局長が弁明するという場面が目立った。しかしこれは調査局長として外向きの発言であるから、それをそのまま本行の真意と考えることはできない。むしろ前述のような法案作成の経緯から考えると、手続の面でも内容の面でも、本行には多くの不満が残ったとみるのが自然であろう。とくに内容の面では、前述のように制度改革に対する本行の要求で実現したものは極めて少なく、結局政府の統制力が著しく強化されたからである。

### 日本銀行の改組

「日本銀行法」の制定に伴い、「日本銀行条例」に基づく旧「日本銀行」は、「日本銀行法」に基づく新「日本銀行」となることになった。この場合その転換の方法として、旧「日本銀行」につき解散の手続をとることを避け、「日本銀行法」附則第50条により、旧「日本銀行」が当然に新「日本銀行」に「為ル」という方法がとられた。つまり成立の登記により新「日本銀行」が成立すると同時に旧

「日本銀行」はこれに吸収されて消滅し、旧「日本銀行」の権利義務その他一切の法律関係はそのまま新「日本銀行」に継承されることになり、また旧「日本銀行」の株主はそのまま新「日本銀行」の出資者となるため、改組に当たり旧株主の損害（配当率の低下、残存財産に対する分配請求権の喪失等）を軽減するよう一定の基準によりこれに補償金が交付されることになった。

これより先、本行では「日本銀行法案」の議会審議が始まると間もなく、改組に伴う内部の準備に入った。当初案では6月1日をもって本行改組の予定になっていたが、2月下旬にそれが1か月繰り上げられて5月1日をもって改組されることになった。2月24日の「日本銀行法」公布に続いて、3月14日に「日本銀行法ノ一部施行期日ノ件」（勅令第174号）が公布され、「日本銀行法」のうち第1条～第60条および第64条～第72条、つまり新「日本銀行」の発足と同時に効力を発生させるのが適当な条項を除く大部分の諸規定が3月20日から施行されることになった。同時に次のような内容の「日本銀行法施行令」（勅令第175号）も公布され、同じく3月20日から施行とされ、これによって本行の改組手続きは3月20日から可能となった。

「日本銀行法施行令」は「総則」「出資証券」「登記」「職員」「経理」の5章および「附則」から成り、「日本銀行法」施行に関し必要な事項ならびに「日本銀行法」の中で勅令にゆだねられた事項を規定したものであるが、本行は「日本銀行法案」が議会に上程された直後から施行令案作成にかかり、1月30日に「日本銀行法所定ノ勅令事項ニ関スル件<sup>(14)</sup>」を大蔵省へ送付した。その項目を列記すれば①出資者たる資格なき帝国法人の範囲（「日本銀行法」第6条）、②出資証券に関する事項（第7条第2項）、③出資者持分の譲渡に関する事項（第8条）、④登記に関する事項（第10条第1項）、⑤公務員とみなす職員の範囲（第19条第2項）、⑥改組のための株券名義書換停止（第51条）であった。大蔵省はこの本行作成勅令要綱試案に基づき「日本銀行法施行令案」をまとめた。2月中、本行と大蔵省との間で若干の意見交換があったが、「日本銀行法案」作成時と異なり、政府は本行の意見を大部分とり入れた。

「日本銀行法」第52条の改組委員は4月1日付をもって次のとおり任命され

た。改組委員会の目的は「日本銀行条例ニ依ル日本銀行ヲ日本銀行法ニ依ル日本銀行ト為スニ必要ナル事務ヲ処理スル」<sup>(15)</sup>ことであったが主要議題は新しい「日本銀行定款」の決定であった。

改組委員長	賀屋興宣	大蔵大臣
改組委員	佐藤基	法制局参事官
	安倍源基	企画院次長
	谷口恒二	大蔵次官
	山住克己	大蔵省理財局長
	山際正道	大蔵省銀行局長
	原口武夫	大蔵省為替局長
	梅北末初	營繕管財局理事
	坂野千里	司法省民事局長
	結城豊太郎	本行総裁
	渋沢敬三	本行副総裁
	岡田才一	本行理事
	松本烝治	貴族院議員、本行参与理事
	溝口直亮	貴族院議員
	山崎覚次郎	学士院会員
	井坂孝	横浜興信銀行頭取
	津田信吾	鐘淵紡績株式会社社長、本行参与理事
	大久保利賢	横浜正金銀行頭取、本行参与理事
	土方久徴	貴族院議員、元本行総裁
	小倉正恒	貴族院議員
	板谷順助	衆議院議員
	加藤武男	三菱銀行取締役会長
	河上弘一	日本興業銀行総裁
	中根貞彦	三和銀行頭取、本行参与理事

「日本銀行法」の未施行規定（第61条～第63条および第73条～第78条）は、昭

和17年4月17日、勅令第439号「日本銀行法ノ一部施行期日ノ件」により5月1日から施行とされ、改組の諸手続完了をまって、昭和17年5月1日、ここに新しい日本銀行が誕生したのである。

改組前の本行資本金は総額6000万円、うち払込済額は4500万円であったが、改組に伴い、資本金総額1億円、うち5500万円は政府出資と改められた。残りの4500万円については改組前の本行株主に対しその持株の割合で引き当てられたが、政府出資分については改組手続上、その引受けが行われたのみで、払込みは行われなかった。したがって払込済資本金は改組後も改組前と変わらなかった。政府出資分の5500万円が実際に払い込まれたのは、戦後の昭和23年4月である。また改組に伴って本行の内部機構も一部改められ、本店の組織は従前の16部局室<sup>(16)</sup>から15部局室になった。

なお新しい「日本銀行法」を当時の「日本銀行条例」等と比較すれば表6-2のとおりである。

表6-2 「日本銀行法」と旧条例等との対照表

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
第一章 総則 第一条 日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス 日本銀行ハ法人トス		
第二条 日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ	第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
第三条 日本銀行ハ法令ノ定ム ル所ニ依リ通貨及金融ニ関ス ル國ノ事務ヲ取扱フモノトス 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經 費ハ法令ノ定ムル所ニ依リ日 本銀行ノ負担トス		
第四条 日本銀行ハ本店ヲ東京 市ニ置ク 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ 受ケ必要ノ地ニ支店若ハ出張 所ヲ設置シ又ハ主務大臣ノ指 定スル者ヲシテ業務ノ一部ヲ 代理セシムルコトヲ得	<p>第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京 ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他 要用ナル地方ニ支店出張所ヲ 設置シ又ハ他ノ銀行ト「コル レスポンデンス」ヲ締約スル コトヲ得但支店出張所ヲ設置 シ又ハ他ノ銀行ト「コルレス ポンデンス」ヲ締約スルトキ ハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ 其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ 於テ支店出張所ヲ要用ナリト スル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設 置セシムルコトアルヘシ</p> <p>第三条 日本銀行ノ営業年限ハ 開業ノ日ヨリ満三十年トス但 株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ 延期ヲ請願スルコトヲ得</p> <p>(注) 営業年限を明治45年10月 10日より満30年延長(明治 43年2月22日大蔵省告示第 24号)</p>	
第五条 日本銀行ノ資本金ハ一 億円トシ之ヲ百万口ニ分チ一 口ノ出資金額ヲ百円トス	<p>第四条 日本銀行ノ資本金ハ壹 千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分 チ一株式百円トス但株主総会</p>	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 五千五百万円ヲ日本銀行ニ出 資スベシ	ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ 請願スルコトヲ得 (注) 明治20年、28年、43年と 3回増資され、資本金は 6000万円、株数は30万株、 払込資本金は4500万円とな った。  第七条 資本金総額五分ノ一即 チ式百万円ノ入金アル時ハ營 業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本 金募集ノ手続ハ定款ヲ以テ定 ムル者トス  第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生 シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減 少シタル時ハ其事由ヲ審明シ 資本入金残額ヨリ其欠額ニ充 ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ  第九条 事業ノ伸張ニ由リ資本 入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ 資本入金残額ヨリ追募スヘシ  第六条 外国人、外国法人又ハ 勅令ヲ以テ定ムル帝国法人ハ 日本銀行ノ出資者タルコトヲ 得ズ  第七条 日本銀行ハ出資ニ対シ 出資証券ヲ発行ス 前項ノ出資証券ニ関シ必要ナ ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  第八条 出資者ハ勅令ノ定ム 所ニ依リ其ノ持分ヲ譲渡スコ	
第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ 記名券トナシ日本人ノ外売買 讓与スルヲ許サス  第六条 日本銀行ノ株主トナラ ントスルモノハ大藏卿ノ許可 ヲ受クヘシ		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
ト得		
第九条 日本銀行ハ定款ヲ以テ 左ノ事項ヲ規定スベシ	第二十三条 日本銀行ハ本条例 ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作り 政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款 ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ 処スル時ハ株主総会ニ於テ決 議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ	
一 目的		
二 名称		
三 本店、支店及出張所ノ所 在地		
四 資本金額、出資及資産ニ 関スル事項		
五 役員ニ関スル事項		
六 業務及其ノ執行ニ関スル 事項		
七 銀行券ノ発行ニ関スル事 項		
八 事業年度		
九 経理ニ関スル事項		
十 公告ノ方法		
定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可 ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力 ヲ生ゼズ		
第十条 日本銀行ハ勅令ノ定ム ル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ 要ス		
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ 事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之 ヲ以テ第三者ニ対抗スルコト ヲ得ズ		
第十二条 日本銀行ニハ營業税 ヲ課セズ		
第十二条 日本銀行ニ付解散ヲ		

		旧 条 例 等
日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>必要トスル事由発生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ関シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ払込資本金額ヲ超ユル残余財産ハ国庫ニ帰属ス</p> <p>第十三条 民法第四十四条、第五十条、第五十四条及第五十七条並ニ非訟事件手続法第三十五条第一項ノ規定ハ日本銀行ニ之ヲ準用ス</p> <p>第二章 職員</p> <p>第十四条 日本銀行ニ役員トシテ總裁副總裁各一人、理事三人以上、監事二人以上及参与若干人ヲ置ク</p> <p>第十五条 總裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス</p> <p>副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ</p> <p>副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ業務ヲ掌理ス</p> <p>監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス</p> <p>参与ハ日本銀行ノ業務ニ関スル重要事項ニ付總裁ノ諮詢ニ応ジ又ハ總裁ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得</p>		
	<p>第十七条 日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事五人ヲ以テ總理スル者トス此外ニ監事三人乃至五人ヲ置クヘシ</p> <p>日本銀行ハ其業務ニ参与スル参与理事七人以内ヲ置クヘシ</p> <p>第十八条 總裁副總裁ハ任期五ヶ年トシ總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス</p> <p>第十九条 理事ハ株主総会ニ於テ選挙シ大蔵大臣之ヲ命シ監事ハ株主総会ニ於テ之ヲ選挙ス</p> <p>理事ノ任期ハ四年トシ監事ノ任期ハ三年トス</p> <p>理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス</p>	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
第十六条 総裁及副総裁ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ズ 理事ハ総裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ 監事ハ主務大臣之ヲ命ズ 参与ハ金融業若ハ産業ニ從事スル者又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ 総裁及副総裁ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年、参与ノ任期ハ二年トス 第十七条 総裁ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ出張所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得 第十八条 総裁、副総裁、理事及監事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限り在ラズ 第十九条 日本銀行ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス 前項ノ職員ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	但大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス 参与理事ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ株主総会ニ於テ選挙シ大蔵大臣之ヲ命シ其任期ヲ二年トス 参与理事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ常務ニ從事セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ 第二十条 総裁ハ毎半期ニ通常株主総会ヲ招集ス 総裁ハ臨時ノ事項ヲ議スル為メ必要ト認ムルトキハ臨時株主総会ヲ招集ス 総裁ハ監事ノ全員又ハ株主総会ノ会員タル者五十名以上ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求スルトキハ臨時株主総会ヲ招集セサルコトヲ得ス 株主総会ノ会員ハ開会ノ六日前ヨリ引続キ十株以上ヲ所有スル者ニ限ル 株主総会ニ於テハ会員ニ代理ヲ委託スルノ外他人ヲ以テ代理人トナスコトヲ得ス 株主総会ノ会員ハ株数十箇ニ付投票一箇ノ権利ヲ有ス十一株以上ハ五十株毎ニ一箇ノ投	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>第三章 業務</p> <p>第二十条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引</li> <li>二 手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付</li> <li>三 預り金</li> <li>四 内国為替</li> <li>五 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ売買</li> <li>六 地金銀ノ売買</li> <li>七 手形ノ取立、保護預り其ノ他前各号ノ業務ニ附隨スル業務</li> </ul> <p>第二十一条 日本銀行ハ前条第一号ノ割引ニ付基準ト為ルベキ割引歩合及同条第二号ノ貸付ニ付基準ト為ルベキ貸付利子歩合ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>日本銀行前項ノ認可ヲ受ケタルキハ其ノ旨ヲ公告スベシ</p>	<p>票権ヲ増加ス但他人ノ代理委託ヲ受クル者ハ其代理ニ属スル権利ハ十箇以上ヲ超ユルコトヲ得ス</p> <p>第十一條 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事</li> <li>第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事</li> <li>第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事</li> <li>第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為ニ手形金ノ取立ヲ為ス事</li> <li>第五 諸預り勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事</li> <li>第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ</li> </ul>	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
第二十二条 日本銀行ハ政府ニ 対シ担保ヲ徵セズシテ貸付ヲ 為スコトヲ得  日本銀行ハ国債ノ応募又ハ引 受ヲ為スコトヲ得	第十二条 日本銀行ハ第十一条 ニ記載スル事業ノ外左ニ掲ク ル件々ハ勿論其他諸般ノ営業 ニ関涉スルコトヲ得ス  第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸 会社ノ株券ヲ抵当トシ テ資金ヲ為ス事  第二 本銀行ノ株券ニ對シテ 資金ヲ為シ又ハ此株券 ノ買戻ヲ為ス事  第三 諸工業会社ノ株主タル ハ勿論直接間接ヲ問ハ ス工業ニ關係スル事  第四 本支店出張所ヲ開設ス ル為メ必要ナル者ノ外 一切他ノ不動産ノ所有 主タル事	
第二十三条 日本銀行ハ必要ア リト認ムルトキハ外国為替ノ 売買ヲ為スコトヲ得		
第二十四条 日本銀行ハ国際金 融取引上必要アリト認ムルト キハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外 国金融機関ニ對シ出資ヲ為シ 若ハ資金ヲ融通シ又ハ外国金 融機関ト為替決済ニ關スル取 引ヲ為スコトヲ得		
第二十五条 日本銀行ハ主務大 臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保 持育成ノ為必要ナル業務ヲ行 フコトヲ得		
第二十六条 日本銀行ハ法令ノ 定ムル所ニ依リ国庫金ノ取扱 ヲ為スペシ	第十三条 政府ノ都合ニ依リ日 本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒ ニ從事セシムヘシ	
第二十七条 日本銀行ハ本法ニ 規定セザル業務ヲ行フコトヲ 得ズ但シ日本銀行ノ目的達成 上必要アル場合ニ於テ主務大 臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此 ノ限ニ在ラズ	第十五条 日本銀行ハ諸手形及 切手ヲ發行スルヲ得ヘシ  第十六条 日本銀行ハ公債証書 ヲ買入又ハ之ヲ売払フコトヲ 得ヘシ但此場合ニ於テハ大藏 卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス	
第二十八条 主務大臣ハ日本銀 行ノ目的達成上必要アリト認		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
マルトキハ銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ日本銀行ノ業務ニ協力セシムル為必要ナル命令ヲ為スコトヲ得		
第四章 銀行券		兌換銀行券条例 (明治17年5月26日) (太政官布告第18号)
第二十九条 日本銀行ハ銀行券ヲ發行ス 前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス	第十四条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス	第一条 兑換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス 第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ対シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ引換準備総額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス 日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億円ヲ限り政府發行ノ公債証書大蔵省証券其ノ他確実ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得
第三十条 主務大臣ハ前条第一項ノ銀行券ノ發行限度ヲ定ムベシ 主務大臣前項ノ發行限度ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス		日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ継続セン
第三十一条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前条第一項ノ發行限度ヲ超エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得		
第三十二条 日本銀行ハ銀行券發行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保有スルコトヲ要ス 前項ノ保証ハ左ノ各号ノ一二該当スルモノナルコトヲ要ス 一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形 二 第二十条第二号又ハ第二		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他の
十二条第一項ノ規定ニ依ル 貸付金 三 国債 四 第二十条第五号ノ主務大 臣ノ認可ヲ受ケタル債券 五 外国為替 六 地金銀（金銀貨ヲ含ム） 前項第一号、第二号及第五号 ノ手形、貸付金及外国為替ハ 三月以内ニ満期ノ到来スルモ ノナルコトヲ要ス但シ主務大 臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此 ノ限ニ在ラズ 第二十四条ノ規定ニ依リ外国 金融機関ニ對シ出資ヲ為シタ ル場合其ノ他特別ノ必要アル 場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ 受ケタルトキハ第二項各号ニ 該当セザル有価証券又ハ債権 ヲ以テ第一項ノ保証ニ充ツル コトヲ得 日本銀行ハ第二項各号及前項 ノ保証ノ価格ヲ定メ主務大臣 ノ認可ヲ受クベシ 第三十三条 銀行券ノ種類及様 式ハ主務大臣之ヲ定ム 主務大臣前項ノ種類及様式ヲ 定メタルトキハ之ヲ公示ス 第三十四条 日本銀行ハ主務大 臣ノ定ムル所ニ依リ銀行券發		トルトキハ大蔵大臣ノ許可 ヲ受クルコトヲ要ス 日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ 於テ十六日以後ハ十億円ヲ超 過スル保証発行額ニ對シ大蔵 大臣ノ定ムル割合ヲ以テ発行 税ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ 年三分ヲ下ルコトヲ得ズ 日本銀行ハ政府發行紙幣消却 ノ為メ弐千式百万円ヲ限り無 利子ヲ以テ政府ヘ貸付スヘシ 前項貸付金ノ償還年限及毎年 償還金額ハ大蔵大臣之ヲ定ム 第三条 兌換銀行券ノ種類ハ壱 円五円拾円弐拾円五拾円百円 弐百円ノ七種トス但大蔵卿ハ 各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘ シ 第四条 兌換銀行券ハ租税海關 税其他一切ノ取引ニ差支ナク 通用スルモノトス 第五条 兌換銀行券ハ大蔵卿ノ 指定スル書式図形ニヨリ日本 銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其 製造高ヲ大蔵卿ニ上申スヘシ 但其見本ハ發行期日前大蔵卿 ヨリ告示スヘシ 第六条 兌換銀行券ノ引換ヲ請 フ者アルトキハ日本銀行本店 及ヒ支店ニ於テ営業時間中何

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
行高ヲ公告スベシ 第三十五条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ本店、支店又ハ出張所ニ於テ染汚、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ通用シ難キ銀行券ヲ無手数料ニテ引換フベシ 第三十六条 日本銀行ハ銀行券ノ製造及銷却ノ手続ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ		時ニテモ兌換スヘシ但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得 第七条 金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換シコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス 第八条 日本銀行ハ兌換銀行券発行額及交換準備ニ関スル出納日表及毎週平均高表ヲ製シ之ヲ大蔵大臣ヘ進達シ且毎週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ 第九条 大蔵卿ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及ヒ帳簿ヲ検査スルコトヲ得 第十条 兑換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ 第十二条 兑換銀行券ノ偽造変造ニ係ル罪ハ刑法偽造紙幣ノ各本条ニ照シテ処断ス

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
		<p>兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律 (昭和16年3月3日) (公布法律第14号)</p> <p>第一条 日本銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル金額ヲ限り兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ 前項ノ金額ヲ超エテ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ズ 大蔵大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スベシ</p> <p>第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ保証トシテ同額ノ金銀貨、地金銀、政府發行ノ公債証書、大蔵省証券其ノ他確実ナル証券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス</p> <p>第三条 兑換銀行券ノ種類ハ兌換銀行券条例第三条ニ規定スルモノノ外大蔵大臣之ヲ定ム</p> <p>第四条 日本銀行ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ兌換銀行券發行高ヲ官報ニ廣告スベシ</p> <p>附 則 [一部省略]</p>

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
		本法ハ支那事変終了後一年内ニ之ヲ廃止スルモノトス 兌換銀行券条例第二条及第八条ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ
第五章 経理		
第三十七条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ経費ノ予算ヲ定メ事業年度開始迄ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ		
第三十八条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ニ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ毎事業年度経過後二月以内ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ承認ヲ受クベシ		
第三十九条 日本銀行ハ毎事業年度ニ準備金トシテ損失填補及配当準備ノ為剩余金ノ二十分ノ一ヲ積立ツベシ 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目的ヲ定メ積立ヲ為スコトヲ得 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ剩余金中ヨリ政府以外ノ者ノ出資ニ付払込金額ニ對シ年四分ヲ下ラザル割合ノ配当ヲ為スペシ但シ其ノ配当八年	第十条 純益金総額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少クトモ二十分ノ一左ノ目的ヲ以テ積立金ト為ス可シ 第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
五分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ 政府ノ出資ニ付テハ剰余金ノ配当ハ之ヲ為サズ 日本銀行ハ剰余金中ヨリ第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金竝ニ第三項ノ規定ニ依ル配当金ヲ控除シタル残額ヲ事業年度経過後二月以内ニ政府ニ納付スベシ 前項ノ規定ニ依ル納付金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス		日本銀行納付金法 (昭和7年6月18日) (公布法律第10号)  日本銀行ハ事業年度毎ニ純益金ヨリ左ニ掲グル金額ヲ控除シタル残額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スベシ 一 払込資本金額ニ對スル年六分ニ相当スル金額 二 日本銀行条例第十条ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ノ最少額ニ相当スル金額 純益金ヨリ前項第一号及第二号ノ金額及前項ノ規定ニ依ル納付金額ヲ控除シタル残額ガ払込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スベシ 本法ニ依ル納付金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス 本法ニ依ル納付金ハ前事業年度分ヲ八月末日、後事業年度分ヲ翌年二月末日限政府ニ納付スベシ 附 則〔省略〕
第四十条 前条第一項ノ準備金及同条第二項ノ規定ニ依ル準		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
備金中損失ノ填補又ハ配当ニ充ツベキ金額ヲ使用スルモ猶日本銀行ノ毎事業年度ニ於ケル配当シ得ベキ剰余金額ガ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ対シ年四分ノ割合ニ達セザルトキ(剰余金額ナキトキ及損失ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スペシ  第四十一条 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ事業ノ概況ヲ公告スペシ  第六章 監督  第四十二条 日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス  第四十三条 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  第四十四条 主務大臣ハ日本銀行ニ對シ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得  第四十五条 主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行		
	第二十四条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其営業上条例定款ニ背戾スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ  第二十二条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ  第二十一条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
<p>ノ業務ヲ監視セシム</p> <p>第四十六条 日本銀行監理官ハ 何時ニテモ日本銀行ノ業務及 財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ 得</p> <p>日本銀行監理官ハ必要アリト 認ムルトキハ何時ニテモ日本 銀行ニ命ジ業務及財産ノ状況 ヲ報告セシムルコトヲ得</p> <p>日本銀行監理官ハ日本銀行ノ 諸般ノ会議ニ出席シ意見ヲ述 ブルコトヲ得</p> <p>第四十七条 日本銀行ノ役員ノ 行為ガ法令、定款若ハ主務大 臣ノ命令ニ違反シタルトキ若 ハ公益ヲ害シタルトキ又ハ日 本銀行ノ目的達成上特ニ必要 アリト認ムルトキハ総裁及副 総裁ニ付テハ政府、理事、監 事及参与ニ付テハ主務大臣之 ヲ解任スルコトヲ得</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第四十八条 日本銀行ガ本法若 ハ本法ニ基キテ發スル命令又 ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反 シタルトキハ総裁又ハ総裁ノ 職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總 裁ヲ五千円以下ノ過料ニ處ス 副總裁又ハ理事ノ掌理スル業 務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理</p>	<p>ノ事務ヲ監視セシムヘシ</p>	

第2章 戦時統制下の日本銀行

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ</p> <p>附 則</p> <p>第四十九条 本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第五十条 日本銀行条例ニ依ル日本銀行（以下旧日本銀行ト称ス）ハ第五十一条乃至第六十条ノ規定ニ依リ本法ニ依ル日本銀行（以下日本銀行ト称ス）ト為ルモノトス</p> <p>第五十一条 旧日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ株券ノ名義書換ヲ停止スペシ</p> <p>第五十二条 主務大臣ハ改組委員ヲ命ジ旧日本銀行ヲ日本銀行ト為ス為ニ必要ナル事務ヲ処理セシム</p> <p>第五十三条 改組委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>第五十四条 前条ノ認可アリタルトキハ改組委員ハ旧日本銀行ノ株式ニ對シ日本銀行ノ出資ヲ引当ツベシ 前項ノ出資ノ引当ハ旧日本銀行ノ全額払込済株式一株ニ付日本銀行ノ全額払込済出資二</p>	<p>第二十五条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ</p>	

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>口、旧日本銀行ノ未払込株式 一株ニ付日本銀行ノ全額払込 済出資一口ノ割合ヲ以テ之ヲ 為スコトヲ要ス</p> <p><b>第五十五条 第五十三条ノ認可</b> アリタルトキハ改組委員ハ遲 滯ナク出資ノ引受ヲ政府ニ稟 請スベシ</p> <p><b>第五十六条 第五十四条第一項</b> ノ引当及前条ノ引受ヲ了シタ ルトキハ其ノ際現ニ旧日本銀 行ノ總裁、副總裁、理事及監 事タル者ハ其ノ残任期間ヲ限 リ各日本銀行ノ總裁、副總 裁、理事及監事トシテ就職シ タルモノト看做ス</p> <p><b>第五十七条 第五十四条第一項</b> ノ引当及第五十五条ノ引受ヲ 了シタルトキハ改組委員ハ其 ノ事務ヲ日本銀行總裁ニ引渡 スベシ</p> <p><b>第五十八条 日本銀行總裁前条</b> ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキ ハ本店ノ所在地ニ於テ成立ノ 登記ヲ為スベシ 日本銀行ハ前項ノ登記ヲ為ス ニ因リテ成立ス</p> <p><b>第五十九条 日本銀行ノ成立ニ</b> 因リ旧日本銀行ハ之ニ吸收セ ラルモノトシ旧日本銀行ノ</p>		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>一切ノ権利義務ハ日本銀行ニ 於テ之ヲ承継ス</p> <p>第六十条 本法ニ規定スルモノ ヲ除クノ外旧日本銀行ガ日本 銀行ト為ルニ付必要ナル事項 ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第六十一条 日本銀行条例、昭 和十六年法律第十四号其ノ他 ノ法令ニ依リテ為シタル許 可、認可、処分其ノ他ノ行為 ハ本法中之ニ相当スル規定ア ル場合ニ於テハ本法ニ依リテ 之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第六十二条 他ノ法令中旧日本 銀行又ハ其ノ職員ニ關スル規 定ハ日本銀行又ハ其ノ職員ニ 關スル規定トス</p> <p>第六十三条 旧日本銀行ノ發行 シタル兌換銀行券ハ本法ニ依 リ日本銀行ノ發行シタル銀行 券ト看做ス</p> <p>日本銀行ハ當分ノ内第三十三 条第一項ノ規定ニ拘ラズ旧日 本銀行ノ發行シタル兌換銀行 券ト同一ノ種類及様式ノ銀行 券ヲ本法ニ依ル銀行券トシテ 發行スルコトヲ得</p> <p>第六十四条 旧日本銀行ガ日本 銀行ト為リタルトキハ旧日本 銀行ノ全額払込済株券ハ一株</p>		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
=付二口ノ割合ヲ以テ計算シタル口数ノ日本銀行ノ全額払込済出資証券ト看做シ日本銀行ノ未払込株券ハ一株ニ付一口ノ割合ヲ以テ計算シタル口数ノ日本銀行ノ全額払込済出資証券ト看做ス		
第六十五条 旧日本銀行ノ株式 ヲ目的トスル質権其ノ他ノ権利ハ其ノ株式ニ対シ引当テラレタル出資ノ持分ノ上ニ存在ス		
第六十六条 旧日本銀行ガ日本銀行ト為リタルトキハ日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スベシ		
第六十七条 日本銀行ガ第五十九条ノ規定ニ依リ旧日本銀行ヨリ不動産ニ関スル権利ヲ承継スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付受クル登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ		
第五十九条ノ規定ニ依ル旧日本銀行ヨリ日本銀行ヘノ有価証券ノ移転ニ付テハ有価証券移転税ヲ課セズ		
第六十八条 日本銀行ハ第五十四条第一項ノ規定ニ依リ日本銀行ノ出资者ト為リタル者ニ対シ補償金ヲ交付スベシ		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
前項ノ補償金ノ額ノ算出ノ基 準ハ旧日本銀行株式ノ昭和十 五年及昭和十六年中ニ於ケル 時価並ニ日本銀行成立ノ日ニ 於ケル出資者ノ持分ノ価格ヲ 参酌シテ主務大臣之ヲ定ム  主務大臣前項ノ基準ヲ決定セ ントスルトキハ日本銀行株式 補償審査委員会ノ議ヲ経ルコ トヲ要ス  日本銀行株式補償審査委員会 ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之 ヲ定ム  第一項ノ補償金ハ国債証券ヲ 以テ之ヲ交付スルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ交付スル国 債証券ノ交付価格ハ時価ヲ參 酌シテ主務大臣之ヲ定ム  日本銀行ハ第三十九条第一項 ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ補償 金ヲ交付スル為準備金ヲ使用 スルコトヲ得  第六十九条 第六十五条ノ規定 ニ依リ出資ノ持分ノ上ニ存在 スル賃權其ノ他ノ権利ノ効力 ハ前条第一項ノ補償金ニ及ブ  第七十条 第六十八条第一項ノ 補償金ニ付テハ所得税ヲ課セ ズ  第七十一条 旧日本銀行ガ事業		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧 条 例 等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	そ の 他
<p>年度中ニ日本銀行ト為リタル場合ニ於テハ旧日本銀行ノ最終ノ事業年度ニ於ケル利益ノ配当ハ之ヲ為サズ但シ日本銀行ノ最初ノ事業年度ニ於ケル剩余金ノ配当ヲ為スニ當リテハ旧日本銀行ノ株式ニ引当タル出資ニ付テハ旧日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ニ其ノ出資存在シタルモノト看做シテ配当スペキ金額ヲ算定スペシ</p> <p>第七十二条 旧日本銀行ガ事業年度中ニ日本銀行ト為リタル場合ニ於テハ第三十八条乃至第四十一条ノ規定ノ適用ニ付テハ旧日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ノ最初ノ事業年度ノ終ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ日本銀行ノ一事業年度ト看做ス</p> <p>前項ノ場合ニ於テ日本銀行条例第十条ノ規定及日本銀行納付金法ハ旧日本銀行ノ最終ノ事業年度分ニハ之ヲ適用セズ旧日本銀行ガ日本銀行ト為リタルトキハ日本銀行ハ遲滞ナク最初ノ事業年度ノ経費ノ予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル変更ヲ加</p>		

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
<p>ヘントスルトキ亦同ジ</p> <p>第七十三条 登録税法中左ノ通 改正ス</p> <p>第十九条第七号中「恩給金庫」 ノ上ニ「日本銀行、」ヲ、「恩給 金庫法」ノ上ニ「日本銀行法、」 ヲ加フ</p> <p>第七十四条 印紙税法中左ノ通 改正ス</p> <p>第五条第四号ノ二ノ次ニ左ノ 一号ヲ加フ</p> <p>四ノ三 日本銀行ノ発スル 出資証券</p> <p>第七十五条 日本銀行ハ第三十 二条第二項ノ規定ニ依リ保有 スル金地金及金貨ノ価格ヲ定 ムルニ付テハ当分ノ内貨幣法 第二条ノ規定ニ依ラザルコト ヲ得</p> <p>朝鮮銀行又ハ台灣銀行ハ昭和 十六年法律第十五号第二条第 一項ノ規定ニ依リ保有スル金 地金及金貨ヲ当分ノ内貨幣法 第二条ノ規定ニ拘ラズ主務大 臣ノ認可ヲ受ケタル価格ヲ以 テ評価スベシ</p> <p>第七十六条 貨幣法第十四条ノ 規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ</p> <p>第七十七条 朝鮮銀行法第二十 一条第二項中「金貨又ハ日本</p>		<p style="text-align: center;">貨幣法 (明治30年3月29日) (公布法律第16号)</p> <p>第二条 純金ノ量目七百五十ミ リグラムヲ以テ価格ノ単位ト 為シ之ヲ円ト称ス</p> <p>第十四条 金地金ヲ輸納シ金貨 幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ 政府ハ其ノ請求ニ応スヘシ</p>

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
<p>銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第二十二条第一項中「日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、台灣銀行法第八条第二項中「金貨又ハ兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第九条第一項及昭和十六年法律第十五号第二条中「兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ改ム</p> <p>第七十八条　日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四号及金準備評価法ハ之ヲ廢止ス</p>		
	<p><b>金準備評価法</b> (昭和12年8月11日) (公布法律第60号)</p> <p>第一条　日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ヲ当分ノ内貨幣法第二条ノ規定ニ拘ラズ純金ノ量目二百九十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価スベシ朝鮮銀行又ハ台灣銀行ガ朝鮮銀行券又ハ台灣銀行券ノ仕払準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同じ 前項ノ評価ノ方法ハ大蔵大臣之ヲ定ム</p> <p>第二条　日本銀行、朝鮮銀行及台灣銀行ハ前条ノ規定ニ依ル評価換ニ因リテ生ジタル利益額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付</p>	

第2章 戦時統制下の日本銀行

日本銀行法 (昭和17年2月24日) (公布法律第67号)	旧条例等	
	日本銀行条例 (明治15年6月27日) (太政官布告第32号)	その他
		<p>スペシ但シ日本銀行ガ日本銀行買入法ニ依リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法第六条ノ規定ニ依ル</p> <p>第三条 政府ハ日本銀行ニ対シ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ保有スル金地金ノ一部ヲ第一条ノ規定ニ依リ評価シタル価格ヲ以テ同行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ移スペキコトヲ命ズルコトヲ得</p> <p>政府ハ朝鮮銀行及台灣銀行ニ対シ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ際其ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一部ヲ第一条ノ規定ニ依リ評価シタル価格ヲ以テ日本銀行ニ引渡スペキコトヲ命ズルコトヲ得</p> <p>第四条 兑換銀行券条例第六条及貨幣法第十四条ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ</p> <p>朝鮮銀行及台灣銀行ハ朝鮮銀行法第二十一条第二項又ハ台灣銀行法第八条第二項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内朝鮮銀行券又ハ台灣銀行券ノ金貨引換ヲ為スコトヲ得ズ</p> <p>附 則〔省略〕</p>

(注) 「旧条例等」はすべて昭和17年4月末現在。なお、「貨幣法」は該当条文のみを掲げた。

- (1) 中央経済法研究会『新日本銀行法解説』大阪宝文館、昭和17年、159~160ページ。
- (2) 前掲『日本銀行制度改革史』479~481ページ。
- (3) 昭和17年1月24日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会」における賀屋蔵相の説明（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）667ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 『東洋経済新報』第2004号（昭和17年1月17日）3~4ページ。
- (5) 上掲誌、第2005号（昭和17年1月24日）社論「日銀の営業年限」3~4ページ。
- (6) 上掲誌、第2008号（昭和17年2月14日）18~22ページ、第2009号（2月21日）18~21ページ。
- (7) 上掲誌、第2008号、18ページ。
- (8) 上掲誌、第2009号、20ページ。
- (9) 同上、18~19ページ。
- (10) 上掲誌、第2019号～第2021号（昭和17年5月2日～5月16日）、第2023号～第2025号（5月30日～6月13日）社論「改組された日本銀行」(一)～(六)。
- (11) 上掲誌、第2025号、4～5ページ。
- (12) 上掲誌、第2008号、20ページ。
- (13) 前掲『日本金融史資料』昭和編第28巻、昭和45年、391ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 日本銀行保有資料。
- (15) 「日本銀行改組委員会規則」第1条（日本銀行保有資料）。
- (16) 改組前（11局4部1室）

秘書室	考查部	出納局	株式局
人事部	発行局	国庫局	計算局
検査部	営業局	国債局	調査局
審査部	外国為替局	文書局	資金調整局

## 改組後（11局3部1室）

秘書室	発券局	証券局	調査局
人事部	営業局	外事局	計理局
検査部	国庫局	資金調整局	文書局
審査部	国債局	考查局	